

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会  
第 173 回定例会・会議録

日 時 平成 29 年 11 月 1 (水) 18 : 30 ~ 20 : 50  
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室  
出席委員 石川、石坂、石田、入澤、桑原、三宮、須田、高桑、高橋  
竹内、田中、町田、三井田、宮崎、山崎、吉田  
以上 16 名  
欠席委員 相澤・千原・西巻  
以上 3 名  
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所  
平田所長 村上副所長  
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 日野所長  
新潟県 原子力安全対策課 須貝課長 倉島副参事 中村主査  
柏崎市 防災・原子力課 近藤課長 関矢課長代理  
砂塚主任  
刈羽村 総務課 太田課長 野口主事  
東京電力ホールディングス(株) 設楽発電所長 森田副所長  
佐藤リスクコミュニケーター  
太田原子力安全センター所長  
込山放射線安全 GM  
長原防災安全部長  
水谷建築(第一) GM  
武田土木・建築担当  
山本地域共生総括 GM  
徳増地域共生総括 G  
(本社) 宗 立地地域部部長  
高橋リスクコミュニケーター  
(新潟本部) 中野新潟本部副本部長

ライター 吉川  
柏崎原子力広報センター 石黒主事 坂田主事

## ◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」第173回定例会を開催します。

まず、本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。事務局からは「会議次第」、「座席表」、「委員からの質問・意見書」です。また今回は、前回定例会と同じく「広域避難計画に関する意見交換」の資料を使用いたします。お持ちでない場合は若干ご用意がございますので事務局までお申し出ください。

続きましてオブザーバーからの配布資料となります。原子力規制庁から1部。資源エネルギー庁から1部。新潟県から1部。柏崎市から1部。刈羽村から1部。東京電力ホールディングスから4部となります。以上お揃いになりましたでしょうか。不足などございましたら事務局までお申し出ください。

では、これからの議事進行につきましては議長からお願いいたします。桑原会長、よろしくお願いいたします。

## ◎桑原議長

皆様、お疲れ様でございます。それではあの、地域の会第173回の定例会を始めさせていただきます。

始める前に委員の皆様には連絡事項がございます。先の運営委員会で、第176回情報共有会議の案をまとめましたけれども、情報共有会議の前にですね、委員の皆様から各オブザーバーにですね、質問・要望等をですね、事前に提出していただくというふうなかたちに毎年なっております。情報共有会議は2月の7日の水曜日の開催日になっておるんですが、各オブザーバーへの質問等はですね、回答をその情報共有会議の場にですね、持ってきていただくという流れからですね、事前に委員の皆様には書類をもって、どのオブザーバーにどんなことを質問したいか、お聞きしたいかというようなことをですね、事前にご通知するというふうなかたちを毎年とっております。それがあの今回はですね、11月30日までにですね、皆様に回答いただくようなかたちで、後ほど事務局から郵送されると思いますので、それを見ていただいて期限までに提出していただければと思います。連絡事項は以上でございます。

それではですね、早速議事に入りたいと思います。「前回定例会以降の動き」ということで質疑応答に入らさせていただきますが、いつものとおり東京電力さんからですね、刈羽村さんまでのご説明をいただいた後に、各委員の皆様から質問・ご意見等をお受けしたいと思います。それでは、東京電力さんお願いいたします。

## ◎森田副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の森田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

最初に、発電所長の設案からひと言申し上げさせていただきます。

## ◎設案発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所長の設案でございます。私から1点、最近のトピックスについて、お話をさせていただきます。

先月、10月26日、そして27日に社長の小早川が、米山県知事、櫻井市長、品田村長を訪問させていただきました。先日、原子力規制委員会に提出いたしました当社の原子力事業者としての基本的な考えについて、その趣旨を直接ご説明させていただきました。社長からは「回答書で国民の皆様にお約束したことを東京電力として将来にわたり確実に引き継いでいくと共に、地域の皆様のご要請に真摯に向き合って、社長を始め経営層が地元へ足を運んで対話を重ね、地域の皆様の思いに配慮しつつ、責任を果たす」旨をお伝えさせていただきました。当社としましては、今後も引き続き発電所の安全対策工事を進めて、現在も続けております、設置許可の審査、そしてその後が続きます、工事計画認可に関わる審査に確実に且つ丁寧に取り組んで参る所存でございます。

本日もどうぞよろしくお願いたします。

◎森田副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

それでは、説明に入りたいと思いますが。その前に、今年5月から9月にかけて実施いたしました各戸訪問につきまして、各所で「自分の家にきていない」との声をいただいている件につきまして、説明をさせていただければと思います。

各戸訪問につきましては、市販の住宅地図を基になるべく多くの皆様に訪問させていただこうと取り組んで参りました。住宅を対象にしているため、店舗兼住宅のお客様など訪問できていない方もいるのは事実でございます、お伺いできていない方につきましては、この場をお借りいたしましてお詫び申し上げます。

未訪問とのご連絡をいただいたお宅には、その都度訪問や電話によるご連絡をさせて、ご説明をさせていただいております。各戸訪問につきましては、今後も改善、工夫を重ねながら一人でも多くの皆様との対話を通じて様々なご意見をいただけるよう努めてまいります。

さて、それでは本日の資料のご説明をさせていただきます。お手元の「第173回地域の会の定例会資料（前回定例会以降の動き）」と記載しております資料をご覧ください。

最初に、不適合関係について説明させていただきます。

「1号機中央制御室床下における水平分離板に係る不適合について」でございます。資料は右下のページ番号で2～4までになります。1号機の中央制御室床下については、ケーブルの是正作業を継続しておりますが、10月26日にケーブルの撤去作業を実施していたところ水平分離板が1枚、正規の位置から外れていることを当社社員が確認いたしました。その後、分離板については、当該分離板につきましては正規の位置に戻しました。至近の作業の状況を調査いたしましたところ、10月23日に当該分離板を外して作業していることがわかりましたが、当該作業の前には分離板が正規の位置に設置されていることを確認しておりますので、作業終了後に正規の位置に戻し忘れたものと考えております。今後作業終了後におけるチェックを確実に行うと共に関係者に周知し再発防止に努めてまいります。

続きまして、発電所に関わる情報についてご説明させていただきます。

10月4日の「柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案について」は、ちょうど前回の地域の会の定例会の日になりましたが、審査書案が示

されまして、10月5日から11月3日まで、科学的・技術的意見の募集が行われております。

続きまして、10月26日の「柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の取り組みについて、並びに柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の適合性審査の状況につきまして」は、前回から大きな変化はございません。資料の6ページ目から12ページ目までとなっておりますので後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、10月27日、柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災計画業務の修正並びに届出」について説明いたします。資料は13ページから目になります。原子力災害対策特別措置法の規定において、原子力事業者は毎年、原子力防災計画を見直し必要がある場合にはこれを修正することとしており、新潟県を始め地元自治体との協議が終了し、準備が整ったことから、10月27日に内閣総理大臣並びに原子力規制委員会に届け出をしたものでございます。具体的には、原子力災害対策特別措置法を関連法令の改正に伴う修正で、緊急時活動レベル（EAL）の見直し、通報様式の見直し等を行ないました。14から18ページ目まで柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画の構成と主な内容」を添付いたしましたので、お時間のある時にご確認いただければと思います。

続きまして、10月31日の「原子力災害対策充実に向けた考え方に係る当社の取り組みについて」は、昨年3月に経産大臣から要請をいただいた原子力安全対策と原子力災害対策に関する取り組みについてで、これまで、昨年4月と10月20日に、報告しておりますが、その後も継続的に原子力安全対策の充実に取り組んでおりまして、これまでの取り組み状況について資源エネルギー庁へ報告したものです。資料につきましては、ページ数が非常に多いので、別紙のかたちで配布させていただきました。

続きまして、「その他」の項目について説明いたします。

一つ目は、10月13日、「当社福島第二原子力発電所の配管における寸法成績表の記載内容に関する神鋼メタルプロダクツ株式会社からの報告について」です。資料は、20ページ目になります。これは、神戸製鋼所のグループ会社である「神鋼メタルプロダクツ」より福島第二原子力発電所に納入された配管の寸法成績表の一部に不適合があったものです。当該配管は同発電所の3号機残留熱除去機器冷却系において、交換用チューブとして納入されたもので、2016年の9月1日から2017年の8月31日までに作成された寸法成績表の一部に、実際には測定していない数値が記載されていた、というものです。当該配管につきましては、交換前の未使用のものであり、現在倉庫に保管しているため発電所の安全性には問題はございません。

続きまして、2つ目は10月26日、新潟県魚沼市における「東京電力コミュニケーションブース」の開設について、です。資料21から22ページ目になります。

続きまして、3つ目。10月31日の「2017年度第2四半期決算について」でございます。資料は23から29ページ目でございます。

経常収益は販売電力量が減少したものの、燃料費調整額の増加などにより電気量収入が増加したことなどから増収となりました。一方、経常費用は燃料価格の上昇や太陽光発電からの購入増などにより増加しましたが、グループをあげた継続的なコストダウンにより

経常利益は5年連続の黒字を確保いたしました。尚、前年同期はプラス要因であった燃料費調整制度のタイムラグの影響が今期はマイナス要因になったことから経常利益は減益となりました。

続きまして4つ目でございますが、11月1日、「原子力安全改革プラン進捗状況（2017年度第2四半期）について」でございます。安全対策面のポイントは3つございまして、福島第一の中長期ロードマップが改定されたこと。柏崎刈羽6・7号機の新規制基準適合性審査に進捗があったこと。それから当社が検討し、設置を決めた代替循環冷却系の審査が過程で安全を高める知見として評価され、他のBWRの審査に活用されるようになったこと、です。

マネジメント面のポイントは2つございまして、安全、原子力安全アドバイザーリーボードが活動を開始したこと。本社原子力部門管理職が新潟県内で広聴活動へ参加を開始したことです。詳細につきましてはあの、字が非常に細かくて恐縮でございますが、31から32ページ目の資料になります。

5つ目はコミュニケーション活動の報告と改善活動11月分になります。改善点といたしましては2点ございますが、34、35ページ目にイラストとか写真を掲載しておりますのでご覧いただければと思います。

最後に、福島を進捗状況に関する主な情報になりますが、この後、高橋リスクコミュニケーターより説明させていただきます。尚、先月いただきました委員からのご質問につきましては、別綴じの資料のとおり回答を申し上げますのでご確認いただければと思います。

それでは、高橋より福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況をご説明いたします。

#### ◎高橋リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

はい。それでは本社の高橋のほうから、福島第一の廃炉作業の進捗状況についてご説明をいたします。お手元の「廃炉・汚染水対策の概要」というタイトルの資料をご覧ください。

その資料2ページ目、中程に1～4号機の原子炉建屋の断面図が載っているページで主なトピックスをご紹介します。と思います。

まず1つ目のトピックスですがページ上真ん中の「3号機燃料取り出し用カバーの設置状況」でございます。3号機原子炉建屋の屋上ではドーム屋根の設置を進めておりまして、現在8個中4つ目のドーム屋根の設置が完了いたしております。11月初旬、今月初旬には、5つ目のドーム屋根を設置いたしまして、その後いよいよクレーンや燃料取扱機といったプール燃料の取り出し作業に使用する設備、機材の設置を行うこととしております。3号機につきましては、来年度中頃に最初の燃料取り出しを行う計画としておりまして、現在順調に作業が進捗しているといった状況でございます。

2つ目のトピックスでございます。ページ右上の陸側遮水壁の状況でございます。陸側凍土遮水壁につきましては、最後まで残っていた未凍結箇所、こちらの凍結作業を8月22

日に開始しております。その後、完全凍結に向けまして徐々にではありますが、地中の温度が低下してきている状況が確認できております。紫色の図を2点お示ししておりますが、地中断面の温度分布を表した図になっております。赤が高い温度を表現しておりまして、オレンジ、黄色、青、紫といくほどに低い温度になっております。上のほうの図のほうが今年の7月ごろの状況、下が1週間前ほどの状況になります。7月ごろは西側の③、真ん中あたりですが。こちら地中深くまで赤い温度分布となっておりましたけれども、最近では地表近くにまだ赤い部分が残っているものの、地表以外には、地中の深いところまで青い色、つまり0℃以下になっていることがご確認いただけるかと思えます。またさらにその下にグラフが3点ほどありますけれども、これらのグラフは凍土遮水壁の外側と内側に設置しております、複数のサブドレン、つまり井戸でありまして、その井戸の水位を表したグラフになります。上のグラフから昨年6月、今年6月、今年10月になります。グラフ上の黒い線が1-4号機から見まして凍土壁の外側のサブドレンの水位。褐色の線が内側の水位になります。昨年6月は、内側と外側の水位にあまり差がありませんでしたが、今年6月には未凍結箇所（西側③）を除いて水位が生じている状況が確認できるかと思えます。そして今年10月の状況ですが、凍結を始めた西側③も含めまして、水位差が生じてきておりまして、凍土遮水壁の効果が表れていると、我々としては考えております。

そして最後のトピックスになりますが、ページ右下の「新設サブドレンの水位計設定誤り」になります。こちら、先月の会議で口頭ではありましたが事象についてご説明した案件になります。NO.203というサブドレンの水位が80m離れた1号機ラドウェストビル内の滞留水の水位を一時的に下回ったといった事象でございましたが、その後の調査、分析の結果から、NO.203と当該の建屋の間にある複数のサブドレン、図で申しますと、NO.9、NO.8、NO.204、205、206といったところが該当いたしますが、それらのサブドレンについては水位の逆転がなかったといったことが確認できました。よって、さらに外側にあるNO.203の水位低下によって建屋から滞留水が外部に漏れいするような状況にはならなかったと、このように判断しております。しかし、水位の逆転があった、こういった事実につきましては非常に重く受け止めておりまして、しかもそれがヒューマンエラーによって起こってしまったといった事で、我々としましては今後しっかりと再発防止対策に取り組んで参りたいと、このように考えております。ご説明は以上になります。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の武田から1点補足をさせていただきます。

委員ご質問への回答としまして、別紙で配布しておりますが、その中で高桑委員からいただいたご質問に対する、補足になります。6・7号機のある大湊側の液状化の検討について回答として配布させていただいておりますが、もう少しちょっとお話しさせていただきたいものがありますので補足します。

大湊側の液状化に関する検討については、前回の定例会で一例として挙げたガスタービン発電機の基礎のほかにフィルタベントも含めまして、屋外に設置した構造物を対象に進めています。年内を目途に対応の全体を取りまとめる予定で今、がんばって進めていると

ころとなります。それがまとまった段階で、この会議の中でもご説明、お示しさせていただきたいと思えます。今検討途上なので、途中バラバラではなくて、まとまった段階でお話ししてください。以上、補足でした。

東京電力からの説明は以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして、原子力規制庁さんお願いをいたします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

柏崎刈羽原子力規制事務所の平田です。今日もよろしくお願いたします。

それでは規制庁の資料、「地域の会第 173 回定例会資料」と表紙のついているものをご覧ください。まず、前回以降の 1 か月の規制庁の動きについて説明いたします。

規制委員会関係ですが。これあの、前回 10 月 4 日にちょうど定例会が開かれた時に一度ご説明させていただきましたが、当日開かれた第 41 回の定例会で、柏崎刈羽の 6 号炉及び 7 号炉の原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集について審議が行われて、翌日の 10 月 5 日から意見募集が始まっております。

それから 10 月 18 日の第 44 回定例会ですが、先ほど東京電力のほうからも説明がありましたが、実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正、ということでこれはあの、新規制基準に要求されるものにプラスして東京電力がですね、自主的に設置してきた設備があ、非常にですね原子力の安全には有効であるという判断の下にですね、これを規制基準に含めようという審査を行なっております、それに関するですね、意見募集を行なおうという審議が行われたものでございます。具体的な設備として一番大きいのはですね、代替循環冷却設備がそれに該当します。

次に 6・7 号炉の審査状況ですが、冒頭申し上げたとおり 10 月 5 日から今週の金曜日までパブリックコメントの実施中の状況にあります。

次に「規制法令及び通達に係る文書類」ですが、この中ではですね。まず 10 月 24 日真ん中ですが、経済産業大臣から 6 号炉及び 7 号炉の設置変更許可に関する回答を規制委員会として受領しております。

それから 10 月 27 日は先ほど東京電力からも説明がありましたが、原子力事業者防災業務計画の修正版、届出書を規制委員会として受理しております。

「規制者との面談」それから私共「現地の規制事務所として」はですね、特段ここに特記するような事項はこの間ございませんでした。

最後に、放射線のモニタリング情報については、昨日現在での最新の状況をここに記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。特段モニタリングポストの数値等にですね、有意な変動はなかったというふうに確認しております。

それから資料 2 のほうはですね、委員からの東京電力ホールディングスの適格性に関する内容と保安規定に係る話についてご質問いただいておりますので、これについての規制庁の回答を添付しておりますので後ほど併せてご確認いただければと思います。

規制庁は以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして資源エネルギー庁さん、お願いをします。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁の日野です。よろしく申し上げます。

お手元に配布されております、右上に「資源エネルギー庁」の名前を記した資料をご覧ください。

主だったものをご説明させていただきます。1 ページ目の (2) について、10 月 24 日に「電力・ガス基本政策小委員会」が開催されております。今回は、電力・ガス小売全面自由化の進捗状況、2017 年度冬季の需給見通しなどが議論されております。自由化の進捗状況は、現在、大手電力の自社内の規約替えも含め、11.2%ほど、約 701 万件の切り替えが行われております。また、今年の冬の需給見通しについて、いずれの地域も、最低限必要とされる供給予備力 3%は確保される見通しになっております。

続きまして (3) について、「使用済燃料対策推進協議会」が 10 月 24 日に開催されております。事業者から使用済燃料貯蔵対策への対応状況などについて報告があった後、経産大臣から計画の実現に向けた具体的な対応の一層の強化など、事業者間で連携して取り組むべき事項を要請しております。尚、東京電力さんの対策については、むつ市にあります中間貯蔵施設の事業開始及び安定操業に向けた支援を継続して実施していく計画となっております。

続きまして、「3. その他」事項の (1) についてご説明させていただきます。

私共、資源エネルギー庁のホームページに新たなサイトを開設いたしました。資源エネルギー庁で進めている政策やエネルギーに関する基礎知識、各種データなどを発信しております。ご関心のある方は、資料に記載しておりますアドレスにアクセスいただければと思います。

以上、資源エネルギー庁からのご報告になります。◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして新潟県さん、お願いをいたします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

お疲れ様です。では県の資料に沿いまして、「前回定例会以降の動き」について、説明をさせていただきます。

1 番、「安全協定に基づく状況確認」ですが、11 月 11 日に柏崎市、刈羽村と共に発電所の月例の状況確認を実施しております。主な確認内容は 2 点でして、9 月 23 日に発生した事務本館第 2 用品庫での火災報知機の作動について原因と再発防止策を確認しています。

それから 2 点目は、2 月に発見されました 1 号機ケーブル処理室におけるケーブル跨ぎを踏まえ実施されている 2 号機の調査状況について確認をしております。

2 番目に、知事と東電の小早川社長との面談についてですけれども、10 月 27 日に知事が



東京電力の小早川社長と面談をしまして、東京電力が原子力規制委員会の審査において原子炉設置者としての適格性に関して回答した原子力安全の向上に関する取組み等について説明を受けております。

知事は、情報提供等 3 つの検証への協力を改めて要請しておりまして、県としては安全が確保されない限り再稼働に同意するつもりはなく、科学的事実に基づき検証するということを伝えております。

その他といたしまして、報道発表を 3 点出しております。本日、知事が柏崎市長、それから刈羽村長と 11 月 7 日に県庁で面談をするという報道資料を出しております。

で、最後に竹内委員から提出されましたご質問につきまして、一番最後に付けております。ご確認をお願いいたします。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして柏崎市さん、お願いをいたします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市の防災原子力課の関矢です。前回定例会以降の動きとしてペーパーはございませんが、今ほど新潟県さんのほうからありました 10 月 11 日に、新潟県、刈羽村と共に状況確認をしております。それと、委員さんからのご質問への回答ということで、竹内委員さんからいただいているご質問の回答書を A4、1 枚提出しております。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは最後に、刈羽村さんお願いをいたします。

◎野口総務課主事（刈羽村）

はい。刈羽村総務課の野口です。刈羽村におきましても 10 月 11 日に発電所の安全協定に基づく月例の状況確認を実施しております。また、竹内委員からいただいております質問の内容の回答につきましても添付させていただいておりますのでご確認いただければと思います。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは、東京電力さんから刈羽村さんまで、前回定例会以降の動きということでご説明をいただきましたが、これからあの委員さんの質問・意見等をお受けしたいと思っております。名前を名乗ってからの発言をお願いをいたしたいと思っております。それではいかがでしょうか。それでは、町田さんですかね。はい、どうぞ。

◎町田委員

あの、町田です。よろしく願いいたします。あの、さっき規制庁のほうと東京電力から名前だけ紹介があったんで、ちょっと詳しく聞きたいんですけども。あの、新聞にも 10 月の 19 日に記事が載ってるんですが、「格納容器代替循環冷却系というもので、重大事故冷却で、冷却機能が失われ原子炉格納容器が云々、があるんですが、当初重大事故の発生時は放射性物質を減らした上で蒸気を放出するフィルター付ベントを導入する予定だった。その後、審査で東電は代替循環冷却系の導入を提案。放射性物質の放出がないなどの点が評価され、重大事故の対策の柱として認められた。」云々があって、今度義務化されて女川

とか北陸の志賀原発にも使えますよ、ということが書かれてるんですが、東電さんの資料の31ページに同じようなことが書いてあるんですが、この中に適合審査を通じて、というところがあって、「ただ今開発・設置を進めている」というふうになっているんですが、これはもう取り付けてあるんでしょうかね。まあ安全装置なんで付いてれば尚結構なんですが。それとこの、この今まあ一連の話の中で、そのフィルター付ベントってのが前からずーっと話題になってたんですが、いつからこの話になって、これはどういうふうな使い方であるのかちょっと詳しく、わかりやすくちょっと説明していただきたいな、と思いますので。電力さんでしょうか。よろしく願いいたします。

◎桑原議長

それでは東京電力さん、ご説明をお願いします。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。東京電力の太田でございます。先ほど、ご紹介がありました31ページの資料の真ん中右側ですね。代替循環冷却の開発・設置を進めているという記載があります。これは審査の中でこのようなお話をさせていただきまして、取り付けるということで、準備を進めているということでございまして、今現在まだ作業、建設の準備を進めているという状況でございます。

で、先ほどお話がありましたように、この代替循環冷却装置を取り付けることによって、この1行下にありますけれども、フィルタベントと同等以上の効果を有するということが書かれております。この装置を取り付けることによって熱を除去することができるということになりますので、ベントと同等だというふうに我々は考えております。そのようなことを、規制庁さんにも認めていただいて、これを他電力にも展開するという事になったということでございます。今現状としてはそういう状況でございます。

◎桑原議長

あ、町田さん、どうぞ。

◎町田委員

えっと、以前ですと、原子炉が暴走する時に最終手段として「フィルタベント」というものが行われるということで説明があって。あ、ベントが行われるってことでその前にフィルタを通すというような云々、話があったんですが、そうすると今までですと原子炉が暴走してフィルタベントに至るまで、まあフィルタしかないんですが、その間にもう一手順安全が、装置が増えた、という理解でよろしいですかね。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、東京電力の太田でございます。おっしゃる通りでございます。従来、フィルタベントというものを備えて、フィルタを設けて放射性物質の放出をできる限り削減すると、低減するという装置を付けるというご説明をしてまいりました。その過程の中でさらにこのような代替循環冷却というものを設けることによって、ベントに至る前にこの装置を使うということによって、熱を除去することができるということをお考えのわけでございます。従ってベントをする前にこの装置を使いたいということでございます。

◎桑原議長

はい、どうぞ。

◎町田委員

あのこれは今、審査が終了したということになってるわけですが、いつ稼働するかはわかりませんが、規制庁のほうは、これ義務化と言ってるわけですから、これ動くまでには必ず設置させる、ということでもいいんですか。

◎桑原議長

えー規制庁さん、お答え願えますでしょうか。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

えっと、今後工事認可含めてですね、審査が続きますが、その中ではおそらく起動までには設置を求めることになると思います。

◎桑原議長

いいでしょうか、はい。それでは、他の方。高桑さん、どうぞ。

◎高桑委員

高桑です。東京電力とそれから規制庁のほうにお聞きしたいと思います。まず東京電力のほうで、武田さん、いろいろありがとうございました。で、ちょっと確認したいんですけども。液状化の関係でフィルタベント等いろんなことをこれから進めているというお話でしたが、もう実際に規制庁のほうで適合審査が行われて申請書案も出されているわけですけども、適合審査の中では大湊側の、その液状化に関する影響についてどのような。例えばフィルタベントは実際に適合審査の中ではあの、考慮されない、考え、検討されなかったということなのではないでしょうか。このおっしゃったことが、いろいろこれから進めていくんだとおっしゃるので、では適合審査にはどういうもの、どういう施設を液状化の影響というふうなことで提出されたのか、というのをお聞きしたい、のがまず一つお願いします。

◎桑原議長

東京電力さん、お願いします。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい発電所の武田からお答えいたします。適合性審査の中では、この大湊側の敷地に、例えば杭で支持しているガスタービン発電機の基礎のようなものが耐震の条件を満たした状態で成立するかどうか、という基本的な方針を審査していただいております。その代表例としてそのアクセスルートだとか、ガスタービンの基礎だとか、あと一部取水路の話もさせていただいてたかと思っております。そこでは基本的な考え方とそういう設計条件を満たせそうな見直しをお示しして審査をしていただいております。で、先ほどもありました通り、これから工事計画認可、使用前検査と進んでいく中で、より具体的な工事のご説明を差し上げる段階に入っていきますので、その準備を進めている段階になりますので、それがまたまとまった段階でご説明することとさせていただきます。

◎高桑委員

ありがとうございました。では続いて規制庁のほうにお伺いします。規制庁には新たに1つ2つお聞きしたいと思います。

ひとつは今のように、私にとってみればその液状化の問題はフィルタベントのそれこそ杭の問題とかもいろいろあると思うので、もう少し細かくその適合審査の中で、もう少し細かいところまで審査対象になるのかなと思っておったのですけれども、そこがそうでないということで、で、それでまあ、判断されているわけなのでそのところがちょっと不安だなあという。質問よりは意見でしょうかね。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

ご意見ですかね。

◎高桑委員

それからもう一つこれは質問です。今日答えていただいた中で、保安規定に盛り込むということは今後こうでこうですよ、というふうな話がありましたけれども。実は、この適合性の判断を規制委員会がなされた時に。あ、適格性の判断をなされた時に、保安規定に盛り込む内容がどういう内容が盛り込まれるのかということの確認がされてないまま、あの、大丈夫だろうか。あの適格性があるというふうな判断をなさっているところが私にはとても不思議に思いました。いくらその確認できるといっても、どういう内容の保安規定、保安規定に盛り込む内容が東京電力はどういう内容で出してくるかということの確認がないわけですよ。こういう内容で保安規定に記載しますよ、と。保安規定は東京電力のほうから出すわけですよ。内容はね。その内容の確認がない状態で、でも規制委員会としては適格性があるんだと。いうその、そのところがどうも納得がいかない、というのでそこはどういうふうになるのでしょうかと。そういう曖昧なかたちで結論が出されていいのでしょうかと、そういう質問です。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

あの、決して曖昧ではなくてですね。保安規定というのは、まず事業者が自分たちでこうやります、ということを決めて書いて出してくるものです。ですから、申請の前にですね、規制側がその内容にタッチするということは逆におかしなことになってしまうので、あくまで保安規定に書かれて申請が出た段階からですね、規制側の審査が始まります。ですから、保安規定の申請が出されたからといってそれですぐ適格性OKですよ、というふうにはなりません。

◎高桑委員

そうすると今回、一応報道も含めて適格性があるという判断されたような報道がなされていると私は思っていますし、そういうふうなかたちで受け取っていますけれども、その適格性についてはじゃあ、そこがはっきりしないうちは正式には認めることはないんだというふうなことなのではないでしょうか。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

そのとおりでございます。あの、口頭ではですね、いろいろなことをあのヒアリング等で聞いて、まあこれなら大丈夫じゃないかという感触はもっているんですが、じゃあそれ

をどうやって守らせるかというところが大事でして、そのツールとして保安規定を使おうということになったわけです。で、保安規定というのは申請して認可されれば、それは法的な拘束力が生じますので、そうするとそこで正式に審査して認可されたものに対しては東京電力は今後、守ってかなきゃいけないというふうな縛りができますので、その時点で初めて適格性が認められたというふうな解釈になります。

◎高桑委員

それならば納得いくんですけれども、どうもあの報道も含めてそういうかたちではないです。適格性がまさに認められたというふうなかたちで受け取るような報道の仕方ですし、そちらのほうの発表の仕方もあるのではないかとこのように思っておるので、そこで非常に疑問だったわけです。中身がわからないのでなんで適格性の判断をしたんだろうと。そうすると正式には適格性の判断は今棚上げという状態だということだと考えてよろしいでしょうか。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

棚上げではなくて、方向性についてはヒアリングで確認しましたが、それをちゃんと必要な書類に落とし込んで申請として出してもらっている状況です。棚上げっていうのはちょっと言い方悪いんですけど、放ってあるっていうイメージですけど、決してそうではないです。

◎高桑委員

では、待っている状態だということであれば、「待っている状態」でまだ適格性の判断はきちんとできません、というふうな発表をすべきなんではないですか。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

あの、別に「できません」という発表をする必要はないと思います。適格性についてきちんと保安規定に書いて申請をなささいというふうな、発表はしていますので、それを規制委員会としてはそれを待っている状況ですから。途中で棚上げして待ってる、待ってまず、というような発表する必要っていうのは全くないというふうに考えます。

◎高桑委員

でもあの、そちらが発表している適格性案について読んでいきますとそういうふうには読み取れないですね。まあいいです。実質はわかりました。正式にはその保安規定にどういうものを東京電力が盛り込んでくるかということが確認された上で初めて、本当の意味の適格性の判断になるというふうに考えていいんですね。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、そのとおりです。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。はい、高橋さん、どうぞ。

◎高橋委員

さっきの代替循環冷却系の件なんですけど、もうちょっとお聞きをしたいんですけど。あの設置を進めているっていうふうになってますが、これいつ頃から始まっているのか。それか

らさつき規制庁のほうから、稼働までには設置を、みたいなことをさつき回答があったみたいなのですが。どの程度の、その大きさっていうんですか。大掛かりなのか、どんなものなのか、そのへん。もう少しこの循環系の説明とそれから着工してからできあがるまでってのはどのくらいの期間がかかるものなのか。東京電力さん、おしえていただけるとありがたいですが。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、東京電力太田でございます。現在準備を進めている状況でございます。具体的には配管を追設するということになります。で、先ほどもありましたように運転までに工事を完了させるということでございますが、そもそも運転ということではなくて、工事を計画通り進めていくということなんです。いつ完了するかということについてはまだ今現在は検討中という段階で、明確にお答えできる段階ではございません。

◎桑原議長

高橋さん、どうぞ。

◎高橋委員

いつできるかっていうと、そんなあの、正確でなくて結構なんです。簡単に取り付けられるようなものなのか。それとも半年とか1年とかかかる工事なのか、そのへん。私らこの言葉しかわかりませんので、どんなものなのかってのを。正確なその見通しでなくてもいいんですが、まああの、このくらいの時期にはできあがるんじゃないでしょうか。みたいな回答でもいいと思うんですけども。

◎桑原議長

東電さん、じゃあよろしくお願いします。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。東京電力の太田でございます。本当に申し訳ないんですが、いつまでに完了するという事は残念ながら今申し上げることはできません。具体的には今、絵をお示しいただきました、この赤い線のところ、代替循環冷却系新規設置部、と書いてあるところ、この赤いところを繋ぎましてぐるっとひとまわりできるような配管を追設するという工事になります。いつまでということについては残念ながら申し上げることができません。申し訳ありません。

◎桑原議長

高橋さん、よろしいでしょうか。はい。それでは、もう一人だけ。あ、じゃあ吉田さん、どうぞ。

◎吉田委員

私からはですね、東電の資料についてひと言、申し入れたいと思います。先般、先回の資料ですよ。長嶺ハイシャ（噴砂？）及び高町ハイシャ（噴砂？）、トウヨク（東峪？）の断層に関する資料。評価っていう、この図が非常に不鮮明。それから今回、サブドレンの設計の誤りのこの2ページの下の数値が非常に分からない、細かくて。その上の陸側遮水壁の状況の、グラフも先ほど、そこに出ましたけれども非常に文字が小さくて何が書い

であるかまったくわかんない。こんなの資料になりませんよ。なんか意図的にこれをわからないようにするというふうに受け取れるような。こんな資料は、東電はやめてもらいたい。きちっと、正直に、わかりやすい資料を出してほしいと私は思います。なんかそういう、なんか姑息な感じが私はすごくするので、東電のこの資料、これは例えばこのサブドレンの問題は、その水位が逆転すると高濃度の汚染水が外に漏れ出すということになるんですよね。だからそういう肝心の資料ですので、もうちょっと数値がはっきりわかる、グラフがはっきりわかる、という資料、出してほしいと私は思います。他のがクリアに出てるのに肝心のこの数値がわからないような、こんな資料はまったく役に立ちません。次回からきちっとそういうふうなことをわきまえて、資料を出してほしいと思います。

◎桑原議長

もうすこし見やすく大きくということですね。それでは最後に宮崎さん。これで閉じます。

◎宮崎委員

申し訳ありません。宮崎です。ひとつはですね。2つ言わせてください。

一つはあの、規制庁への質問でしたか。規制事務所。この中にですね、資料に意見への質問・ご回答と書いてあるんですが、これどなたの質問なんでしょうか、あの。これは規制庁に聞くべきことなのかどうかかわからないんですが教えてください。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

あの、規制庁の資料ですか。

◎宮崎委員

規制庁の資料。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

あの、表紙が「地域の会 173 回定例会資料」。

◎宮崎委員

そうですね。これの資料 1、2 となっておりますよね。資料 2 に、1 件、委員ご質問の回答となっておりますがお名前がなかったもんだから。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

ああ、はい、はい、はい。ああ、すいません。あの高桑委員からいただいたご質問です。

◎宮崎委員

ああ、高桑、ああそうですか。失礼しました。はい、まあ、わかりましたんで。次、東京電力にちょっと質問させてください。私への回答がありました。「大湊砂層に挟在する NG について」という。この中でですね、これ初めておしえてもらったんですが、大湊砂層、番神砂層を対象に 10cm 間隔で資料採取して分析したと。これ、この調査資料というのはえっと規制庁と。審査会合でしょうかね。そういうところにきちんと資料が提出されているのでしょうか。ちょっと私、見た覚えがないんですがおしえてください。

◎桑原議長

東京電力さん、お願いいたします。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

武田からご回答します。配布した資料の一番最後のほうのページを見ていただきますと、後ろから3枚戻っていただいたところ。パワーポイントの資料を裏表でお示ししています。この資料は8月21日に提出して、公開されている資料から抜粋したのになります。で、ここで分析結果をお示しているのが先ほど回答しました、大湊砂層のところのその分析の結果になります。

◎宮崎委員

この…。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。場所そのものではなくて、この、同じ、相当する地層でこういう調査を行なって評価しています、っていうご説明をしています。

◎宮崎委員

ごめんなさい。場所、どこ。場所をおしえてください。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

その、場所はこの30ページ。下のほうにページ数を書いています、この2枚のページのところをご覧いただくと場所とそのやった内容併せて、結果と合わせてお示ししていますのでご確認をお願いします。

◎宮崎委員

はい、わかりました。

◎桑原議長

はい、よろしいでしょうか。それではですね、時間になりましたので。前回定例会以降の動きはここで閉じさせていただきたいと思えます。

それでは引き続きまして（2）の議事に入りたいと思えます。「広域避難計画に関する意見交換」ということで。えー先月も行ないましたが、引き続き今回も議題ののっておりますんでそれについての意見交換をさせていただきたいと思えます。

ええと、前回ですね、オブザーバーの方から一人ずつのご質問にご回答いただきましたが、皆さんのところにはそれぞれオブザーバーの方からのご回答がいつてると思えますが、今回のやり方としましては、オブザーバーの説明は抜きに致しまして、委員さんからの意見等を中心に行いたいと思えます。まずあの、前回欠席されてですね、ご発言できなかった委員さんから順番にですね、ご意見。まあご回答を求めるものもあるかと思えますが、まず、まずは自分ですね、回答に対する所感をですね、皆さんから全員、順番に述べていただきまして、その後、質問等に入らしていただきたいと思えますんで、まず自分の回答についてどういうふう感じたかということから始めさせていただきたいと思えます。まずあの、石川委員さん、初めにお願いをいたします。

◎石川委員

自分の質問に対して。

◎桑原議長



そうです。それに対してどういうふう感じたか。まあこの…よければOKということでも構いません。

◎石川委員

あの、回答に対してということですね。んー。まあ、一般的な回答をいただいた、という感じが率直な感想です。んー、あと、ここには書いてはないんですけども。あの、まあいろいろな避難訓練が学校やまた地域で行われていますけども、特に学校でまあ避難訓練をする場合、その避難訓練をする前に、どうしてこういう、避難訓練が必要なのかということをおの、教育の現場でもっと、子どもたちにレクチャーする機会を持っていただきたいと思います。これは要望になります。特にあの、子どもたちには放射線の感受性が高いわけですよね。で、放射線が人体にとってどんな影響があるのか、というようなことを常日頃から子どもたちに、あのわかりやすいかたちで指導するっていうか、教えていくっていうのは大事なことだと思います。ここにも書きましたけど、柏崎市の「防災ガイドブック原子力災害編」というの、これはとてもよくできていると思うんですが、この小学生、小中学生などにもわかりやすいかたちで、こういうガイドブックが学校にも配られることは大事ではないでしょうか。あの、そういう。まあいつもなんか私、こういうあの、ヨウ素のことばかり言っているようなんですが、なぜそのヨウ素を飲まなくちゃいけないのか。もし万が一、それをあの服用しなくてはいけない時に、やっぱりその必要性をきちっと子どもたちが理解しているとしていないでは全然違うと思うんですね。何となく配られて、「なんだこの黒い玉。飲まなきゃいけないのか」っていうのと、「ああ、これは必要なんだ」と。自分の、自ら。特にあのタイミングもありますから、「今飲まなきゃいけないんだ」ということも含めて、子どもたちへの理解を深めていくことが大切だと思うんですが、それはやはりあの、原子力防災課とあの教育委員会なりがタッグを組んでやっていただきたいと思います。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして山崎委員さん、願いをいたします。

◎山崎委員

山崎です。市のほうに確認というか、いうことでお願いしたいということです。私のほうの質問に対しましてすべてに関係するとか、その、住民が指定された避難場所に全員が入られるかということなんですけど、それに対して「自家用車で云々」というふうに回答してあるんですが、自家用車で避難のできる方は避難の行動を取っていただきたい、ということなんですけど、このへんあたりはどういうことを言っているのかというのがちょっと私理解できませんので、ちょっとおしえていただきたいということがまず一点。

それから2点目ですが、高齢者が避難所まで行けない方がまあ当然出てくるというふうに思いますが、その方については別の救出対応を採るといったことなんですけど、その別の対応というものについては、どのような対応だかというものについて2点お聞きしたいということでございます。よろしく申し上げます。

◎桑原議長

それではですね、ご回答についてはちょっと、あとでっていうことで、市のほう、ご準備をお願いしたいと思います。それではですね、三宮委員さん、お願いいたします。

◎三宮委員

はい。三宮です。私の質問は、敢えてというか、去年というか一昨年はこの避難計画に対しての質問と同じ内容を敢えて書かせていただきました。柏崎市さんと刈羽村さんから回答をいただいているんですが、あの、要はあの子どもたちといいますか、柏崎市には実際、県立高校、何校もあります。私立高校もひとつあります。で、大学も2つあります。そこを具体、具体的にというかも、実際あるわけですから、この市内に。そこへ対して具体的な避難計画の指示というか、現在策定されている文章に説明がないというふうに理解しております。実際、私、私立高校のPTAのほうもやってるんですが、全然見えてこないし学校からもそういった内容の、生徒に対する説明もないですし、学校自体としても全然聞こえてこないな、っていうのがあるもんですから、敢えて。それが柏崎市なのか新潟県なのかっていうのはいろいろ、まあ問題はあろうと思うんですけども、そのへんをもう一度、せつかく策定されているのであれば周知していただきたいというのが、この回答に対する思いです。

で、もうひとつが、事業所へ、ということなんです。えー私、刈羽村民ですけどもあの、会社は柏崎市にございます。策、防災計画、ガイドブックすら会社には来ておりません。まああの、田塚にしろ田尻にしろ大きな工業団地も市内にはありますんで、そういったところなんかは特になんですが、こういったガイドブックが配布されたりあの、そういう説明があるのかなというのが疑問に思ったもんですからこの質問をさせていただきました。はい、以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして石坂副会長、お願いします。

◎石坂委員

はい。石坂です。私はですね、先月の定例会の時にですね、私の質問に対しての回答は、説明をしてご回答の説明はいただいておりますので、大方納得はしております。私の質問は、基本的に大規模な防災訓練をですね、せーのでやることのハードルが高いのであれば、細かい、細かい地域でですね、小さいレベルでやってもらいたい。何度もやってもらいたいということに関して、でありますけれども。それに対しては、一応こちらにもあるようにですね、そういう方向で、まあ実際に訓練の実施というところに至るか至らないかは別としてもですね、その防災ガイドブック、原子力編の説明会とかですね、そういったことを各町内単位の自主防災会で行っていくというような計画をですね、回答いただいたところでもあります。で、敢えてお聞きすればですね、この回答の中で、改めて原子力災害時における自主防災会の基本的な活動を作成中で、とありますけれども、これ活動指針というようなかたちになるのでしょうか。それがどういうふうな、過去にある、いわゆる既にあるガイドブックとどういう位置づけになるかということ、とそれから、それをベースとした訓練の実施を目指しているとありますけれども、それがだいたいいつ頃になる

かというようなことを敢えて言えばですね、お聞きしたいというふうに思います。

それと。先日ですね、10月の20日ですか、原子力災害研修会ですか、消防署さんの主催だったようでもありますけれども、あの、福島ですね、当時の消防署長さんにおいでいただいてご説明をいただきました。で、我々も参加をさせていただいて、桑原会長もですね、質問をしておりましてけれども。正直言うとこちらで意図して聞きたかった回答が正直、こられた福島の方からですね、いただけなかったというようなこともありました。で、あの講習、研修会にですね、防災原子力課さんの顔が。いらっしゃったんだと思いますけれどもあまりそのへんのあれが見えなくてですね。ええ。あまりそのなんていうか、横の連携というのが現実的にどうなのかなというところにちょっと不安なところを感じたもんですから。そのへんも併せてですね、あの可能な限りで結構なのでお答えいただければと思います。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして、三井田委員さん、お願いします。

◎三井田委員

三井田です。えっと、まあ私。まあ県に特にこう、指定したわけではないんですけど、一応この原子力政策、国策でやっていて、それを協力して避難も必要だろうということになるからには、各自治体のほうで計画している、避難計画の特にハード面の部分に関して、バックアップを当然国のほうで積極的にやってきてくださるんだろうというふうに期待も持ちながら、新潟県さんからご回答いただいたんですけども。えっとまあそのへんちょっと私のまた想像の部分もあるのかもわかりませんが新潟県さんのほう等々で各自治体まだ練っていて、具体的に国のほうに特に要望してないんで動きがないんです、ってことなのか、実はもっとこう積極的に関与してもらいたいんですけど、県とか市とか村からしてみると、なかなか国の腰が重くて策定に手間取っているっていうことなのか、っていうのが本当はもうちょっと知りたかったなっていうのがあるので、もしご回答いただける機会があれば教えていただきたいなと思いました。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして、町田委員さん、お願いします。

◎町田委員

町田です。よろしく申し上げます。んーと自分の回答には。あ、自分の質問にはまあいろいろ答えてもらっているんで、後で聞きたいことがあれば聞かさせていただきますが、まあ前から気になるんですけど、この新潟県なんですよ。僕は。要は新潟県がこの、さっき国策って言われましたけど、認可するのは最後、新潟県知事なわけですよ。柏崎市でもないし、刈羽村でもないわけですよ。もっとこの防災をリードしていただきたいっていう気持ちがあるんですけど、なんかこの「検証委員会の検証を踏まえて」とか、もう30年も運転してんのになんか検証なんかしなくたって、困ってること皆言ってるじゃないです

か。8号線早くつくってくれとか、冬場の避難はどうすんだとか。だから検証は検証で結構だけど、あのやってほしいっていうのはもう地域からもいっぱい挙がっているはずで、それはそれとしてやっぱりもっと県がリードしてほしいな—という気持ちがこの回答の中にも、見た中でも思っています。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして、須田委員さん、お願いします。

◎須田委員

はい、須田でございます。よろしくお願ひいたします。あの、先回あのシミュレーションは公表しているんだというようなことで私もあの、見なかったのが悪かったんですが、あの見てみました。それからあの。ちょっと突然でちょっとあれなんです。あの、ここに先回からの質問事項の中で3ページの中にあの、協力会社からも協力してもらわなきゃならんというような、あの東京電力さんのあれなんですけど、でもあの、まあ福島に実際に事故があったわけですので、その時点であの、どのくらいの協力会社の方が必要なのかとかは、シミュレーションが、することも可能なんではないかなあというふうに考えますし、それで東京電力さんはまあ、日本でも大手なんですけど。大手であれなんですけど、この事故等の対応について、原子力と実際に関係はないかもわかりませんが、まあ例えば、妊産婦の方ですとか、そういう方がその中に、まあ職員の中にいられたら、まあそういう方をどういうふうなかたちで避難に結び付けて、先に避難させるのか、とか。それからまあ、勤めてる以上は責任もあるんですけど、まあ中には障がい者を抱えてられる方とか、いろんな方が、まあ家庭のご事情もあろうと思いますけど、重大事故になると、あの1時間2時間で解決する問題でないの、日頃からそういうような職員の立場というか、問題を把握されているかどうかということが、あの、先回の柏崎の災害の時も非常にまあ職場では強く出てこないのが悪いというふうに女性の方に言われたと。だけど、おうちに帰っ、おうちでは子どもがもう体から離れなくて行かれないというようなご事情のあった方もいて、私は非常に職場とあの、まあ職場で非常にまた切ない思いをしたというような方もあったんですけど、そういう個人的なことであるかもわからんけど企業として今、働き方改革等も言われている最中ですので、事故を踏まえてあの職場の家族状況とかそういうものも把握するべきではないかな。そしてあの、大勢の方がお勤めになっているので妊産婦の方とかもいられると思いますし、中には障がい者の方もいらっしゃると思います。そんな方の配慮をあの、どのように考えているのかな。配慮、そういうことまでは今現在まだ考えてないとしたら今後そういうものも急にじゃなく、日頃から用意しておくべきではないかなというふうに思います。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして、石田委員さん、お願いします。

◎石田委員

はい、石田です。質問・意見、要望・意見というのでこの紙がきた時に。すいません、あの。要望・意見をということでこの紙がきた時に、どういうふうにまとめて書けばいいのかなーっていう思いで書いたので、ちょっとあの私、尻切れトンボみたいな感じになったんですけども。福島の人たちに避難する時の話を聞いたことがありまして、マイクロバスで避難するっていう時にまずとりあえず、子どもと年寄りを先に乗せてっていうことで避難、避難っていうのが始まったんだそうです。ところがみんな避難してしまったら、子どもと年寄りはどこへ下ろしてもらったのかが分からなくなってしまって、家族が自分の子どもを探す、年寄りを探すのに大変苦労したっていう話をお聞きしました。ああ、親切で子どもや年寄りを先に、とりあえず先にして言ったのが結果的に仇にあったというような感じだったので、ああそういうこともあるんだなっというのも思いましたし、またあの、文字だけではなかなか表現ができないですけれども、あの避難訓練。何かで、テレビか何かで見たんですけどそれにもお金がかかる、だからそうそうできるものではないというような話を、テレビの何か、防災のそんなので話をしている人がいて、やっぱり人間の命もお金なのかというふうに感じたりしてまあ現実なんですけど。そんなのもいろいろこう考えると、なかなか難しい話だなあと思います。だからあの、簡単に、車で避難できない人はバスで、とかっては言いますが、もっとう詰めた感じで。じゃあそれにはどういうふうにするのかっていうのをもう少し真剣にこう話し合いをしなければいけないんじゃないかなということを改めて思いました。すいません、それだけです。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして、高桑副会長、お願いします。

◎高桑委員

高桑です。私は質問のほうについては、それぞれ県の検証委員会でもたぶん取り上げていただける内容かなあ、と思っておりますので、そこできちんと取り組んでいただければと思っています。

で、要望について少し、特に刈羽村の回答について、私は刈羽村でもあるのでね、非常に思うことがあります。ここに、関心のない人は知ろうともしません、と。で、現在は一方的な押し付け説明会は考えていません、ということですがけれども、私は、避難の問題は避難訓練もすごく大事だと思うんですね。ところが今石田委員からもお話があったようにいろいろまた制約もあったりして、避難訓練をかなり、きちんきちんとやっていくというのはかなり無理なところもあるのかなあと思うんですね。だからせめて、防災のこの説明会ということはきちんと徹底してやっていただけないものかと。これであれば、例えば村の場合には。あの柏崎市の状況はまたちょっと違うようではありますが、村の場合には何とか工夫をすればきちんとした、押しつけではないかたちで説明会をできるのではないかと。で、関心のない人は知ろうともしません、で切ってしまうのではないと。ではいけないんじゃないかと。で、どうしても説明会を要望したところは、あのやりますよ、要望ありませんよ、とおっしゃいますが、刈羽村に住んでいたらわかるんじゃないかと思いますが、原発についていろんなことを話題にするというのは非常に憚られるような雰囲気

全体にあるのではないかなあと。で、そういう中で私は避難訓練のこと、避難のこと知りたいから避難について要望します、ということ例えば個人なり、例えば区長なりが正直言ってとても言いづらいところがどこかにあるんじゃないかと。で、それは例えば、関心のない人は知ろうともしません、というように言い切ってしまう、村の対応のところにもあるのかもしれない、というふうに私はこの回答を見て思いました。で、村はそういう関心のない人もひっくるめて全部知ってもらわなければいざという時にスムーズな避難ができないわけですよ。で、一番、スムーズな避難ができなくて困るのはあの、村の当局だったりするんだと思うんですね。だからご自分たちの仕事がスムーズに行くようなためにも私は、押しつけではなく、ぜひみんなに聞いてほしいというかたちであの、各集落の総会等通じて、少なくともあの全集落について丁寧な説明会をすると。そこで説明会をした時に必ずいろんな疑問が出てきます。先ほど石田委員がおっしゃったようないろんな疑問が出てくると思うので、そこで訓練をしなくてもある程度の避難訓練の不備のところの詰めというのはできるのではないかというふうに考えているので、これはぜひ突っぱねたような、対応ではなく積極的に村のほうで説明会をやっていって、みんなから知ってもらわなければいけないんだということを、そういう意味での働きかけをぜひやっていただきたいと。重ねて強く要望したいと思います。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして、吉田委員さん、お願いします。

◎吉田委員

えー。私のほうの質問は、具体的にこういうことをしてほしいって質問をしたわけですけども、何と言っても高浜地域は原発から本当に2、3kmの地域で逃げる余裕はほとんどありません。まあ究極的には原発の再稼働はあり得ないなあというふうに私は思っています。そうはいっても一応、具体的なかたちで市や県にこういうことをしてほしいっていうふうに要望してある程度の答えはいただきましたけども。高齢化が進んでいる私達の地域では、そういった人たちを誰がその救助したらいいのか、ということも非常にネックになっているのが実情です。かたちの上で避難計画云々となったところで実効性がどこまであるのかなあと。例えばバスひとつにしても、確実に来てくれる、それを担保することもできませんし、私たちは座して放射能をあびる以外ないのかなと。ものすごく悲観的に私は思っています。だから、避難計画はあって無きが如しだと私は非常に悲観的には思っています。複合災害になれば私たちのところは海岸線は通れませんが、この間の中越沖のところは孤立しました。がけ崩れがあって孤立して、2日くらいかな。外との交通が遮断される、そういうような状況のところですので、本当の意味での実効性のある避難計画、本当にできるのかなあと常に不安に思っています。一応ある程度、市や県のほうから答えがありましたので、もっとまあ、私は町内会長やっていますので具体的なかたちで整備をしていただければ、ちょっとは気休めになるのかなあというふうには思っています。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして、宮崎委員さん、お願いします。

◎宮崎委員

ありがとうございます。私の書いたことに対してさらに追加質問ということでしょうか。桑原さん。

◎桑原議長

いやあの、質問だけであれば、また後で皆さん、一巡した後でもいいですし、まあこの書いてある他にちょっと申し上げたいことがあったらそれはおっしゃってください。

◎宮崎委員

あ、そうですか。いやあの、質問したいと思います。えっと私2つ大きく書いたんですが。ひとつは避難訓練をやってみましょうと。でもその、やる目的はこの避難が如何に困難か。っていうことを証明する、そういうためにやりたいわけ。そのためにはできるだけ大勢が参加する。そうするとなかなか参加しにくい。今日勤めだとか、ですね。いろいろ何かお金のかかることになりますんで、本当にそれを計画したところで、自治体がいろいろな補償するということをして、とにかく大勢参加するということを考えてみたんです。で、これはまあ、提案で時間がありませんので。

で、お聞きしたいことはですね、実はこの、防災訓練をする時に当然行政側からいろいろな、仕組みを立ち上げるわけですよ。その中で私、これもできるのかなと思ったことがあります。それを④に書いたんですが。

かってあの、県が主導して避難訓練をやったことがあります。県と市ですかね、その時に私参加して見学させてもらったんですが、実はあの、スクリーニング班というところにいました。そうしましたらスクリーニング班は、もう前日から用意してあってですね。そうして訓練が始まってみんなが集まってからすぐスクリーニングやりました。実際にはこういうことはできないわけですよ。事故があった、その前の日にやってきてます、ってことはあり得ないわけなんで。本当にある日突然起こったということを想定した上で、県あるいは市、あるいは消防団ですかね。そういうものが一斉に動く。本当に最初の第一歩から動いてみたらどういうことが起こるのか。こういうことが私、非常に心配なんです。

県のほうはですね、今度まあ、避難訓練は当然どこかでやると思うんですが、あれでしょうかね、やっぱり県が配置する、そういうスクリーニング班とか、県警の交通整理のそういう方々って、もう事前に配置してから訓練をするというふうにお考えかどうか。お聞かせ願いたいと思います。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして、田中委員さん、お願いします。

◎田中委員

はい。青年会議所の田中でございます。先月も私、発言はさせていただいたと思うんで

すけれども。

◎桑原議長

今ですね。発言された方も自分の回答に対して、これでOKですよ、とかこの部分がまだ、ちょっとまだ聞いて、聞きたい部分があるとかっていうことで結構ですんで。

◎田中委員

はい。そうですね。じゃあ私の質問でちょっと追記というかですかね。あの、質問する時の事実にニュースはその北朝鮮のミサイルがちょっとテレビで賑やかだった時だったので、それについても記載をさせていただいているんですけれども。あの、資源エネルギー庁さんに質問なんですけれども。日本のそのエネルギーの脆弱性というかその安定性についてはどんなもんなのか、っていうこう資料とか、今まで何回か見たことはあるんですけれども。現時点で最新のものとかがあつたりすれば見させてもらいたいなと思えますが。

◎桑原議長

えー、それはですね。今の広域避難計画とは違うんで。また別箇でですね、エネルギー庁さんから資料を、田中さんのほうにお届けするというようなことがあるか、それとも口頭で説明していただくか。まあ違う場所で、っていうことでお願いをいたしたいと思えます。

それでは引き続きまして、竹内委員さん。

◎竹内委員

えっとあの、本当に質問をみんな丁寧に答えていただいてありがたかったなあというところと感想としまして2つあるんですけど。一つ目があの私、原子力発電所があつて、そこに使用済みなり使用前の核燃料があれば、稼働してても稼働してなくてもやっぱり危険なんだろうと思ってたんですが、出していただいて資料で、動いている原発だと6分で燃料棒が出て、38時間でベントが必要になる場合も、一番早いとあるというのと。それから動いてなければそれが燃料棒露出まで50日でその後ベントっていうお話をお伺いして、格段に動いている原発と動いてない原発で安全性が違うんだなあというのがわかって、自分の中でなんか動いてなくても不安だった部分がなんか少し楽になったところがありました。ありがとうございました。

あともう一点なんですけど、石坂さんがさっきお話された、10月20日の消防の研修会、私も出席させていただいてそれと絡めてなんですけれども。浪江の消防署長さんがお話されて、3回フラッシュバックするんですって涙ぐまれたところがあつて、それがひとつ、津波でかなりの方ががれきの下に埋まってるのに、放射性物質が排出されて、目の前に助けを求めているっていうか、あの下に埋まってるって思う人がいるのに自分たちも逃げなきゃいけない時の話をした時に涙ぐまれて。それから、もうひとつは原子力発電所のサイト内に入って、構内に入って消防活動しようとしたら、もうみんな職員さんも退避している状況で、何も手を打てずにそのまま自分たちも退避したって話の時も涙ぐまれて。

もう1個、消防団の方で津波にのまれた方がいたっていうことで涙ぐまれて。私本当はそこで、消防署の救急隊の方とか病院の弱者の方を、避難弱者の方を搬送することに協力



できるものだろうか、っていうのを聞きたかったんですが、とっても気の毒でそのことが聞けなくて。やっぱり消防の方がその病院からの搬送に協力するのは無理なんだなあって勝手に思って、その日は帰ってきたんですけども。その研修と併せてやっぱりこう、身体を自分で動かさない方だとか、病気の治療中の方っていう避難っていうのはその、最初の話なんですけども38時間で最悪の場合ベントになる、その間に逃げるっていうのはほぼ不可能だな。3日でも不可能だな、っていうのをすごく実感しました。その研修と合わせて、いただいた答えと合わせて自分なりの何か整理ができてとってもよかったです。ありがとうございました。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして、高橋委員さん、お願いします。はい。

◎高橋委員

えーと、あの。私は避難弱者に関して質問をしたんですが。あまりにも何か現実的というか、回答者の県のほうも答えてみようがないということだったんでしょうかね。まあ2行半くらいの回答でしたけども。フタガワ？病院のあの惨憺たる状況っていうのはテレビとか新聞とかでも報道されました。それから、動かしたことによって亡くなられた方がすごく大勢いたはずですし。で、逃げてる途中で具合が悪くなって高速道路のサービスエリアに救急ヘリを呼んで搬送したとあって、まあいろんな、大変な状況だったわけでありまして。

まああの私は柏崎刈羽のこの避難弱者、お年寄りだとか子どもたちだとかっていうのを拾い出して、質問したんですが、こういうことを考え。真剣に考えてみると、私の地域でもドサッと雪が降った時なんかは、とにかく避難なんかできない。そういう状況っていうのはまあ多くの皆さんもわかると思うんですが。

先ほど吉田さん。高浜の吉田さんが言われたように、本当に実効性のある避難計画っていうのはできるのかなあっていう気がします。で、仮に実効性のある避難計画ができたとしても、今度は戻れるのか、というこういう問題もあるので、私も吉田さんが言われるように、再稼働っていうのはいかなものかなあと言うふうな気がします。まあ、そうは言いますが、これ議論しないわけにいかないっていう思いで参画してますが。

9月に発足した県の新しい委員会、避難委員会。この中に交通工学の先生が二人おられますけれども、こういった人たちがどういう議論を交わして、結論を出していけるのか、そのへんのところを見ていきたいというふうに思いますけれども。

どうすれば実効性のある避難計画ができるかっていうことを真剣に考えていくのも大事なんですが、もしかしたら実効性のある避難計画なんてのはないのかも知れないのではないかと、ということも併せて検討をしてみるべきではないかなあ。で、その結果やっとならあがった原発を動かさないと廃炉にしたっていう例も世界にはあるわけですよ。まあ極端に。そんな議論をするなっていう意味ではありませんが、本当に避難計画なんていうことをお互いに真剣に考える、そのこと自体がいかなものかということもやっぱり頭の隅に入れ

て今後やっていただきたいなという思いがいたします。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして、入澤委員、お願いします。

◎入澤委員

えー、ご苦労様です。入澤です。私の前回の質問に関して、回答のほうもいただきました。で、そうですね。まあ避難計画ということで、私のほうも質問させていただいて。私、村民なので刈羽村さんの回答としてまあ一応。ミルフォ映像、えー、ケーブルテレビですかね、と、ガイドブックを配布してるっていうことで。前回。あの申し訳ありません。私のほうでガイドブック把握してなくて。で、思い当たる引き出し開けたら一応入ってまして。軽く目、通さしていただいたんですけども。まあやっぱり、隅々までしっかり見てなかった、見てなかったというか、今回もまだ見てないので、今いちまだちょっと理解してないところがあるんですけど。やっぱりあの先ほど石川委員さんも触れられたんですけどもヨウ素関係、ですかね。私はちょっと不安なのが、やっぱり子どもにどう教えるかっていうよりも私自身が正直まだよく理解してなくて、あの謎の薬をすごい恐怖なものに感じてまして。で、それを誰の指示でどうやって飲むのか。飲んでやっぱりどうなるのか、っていうのはやっぱりちょっとまだ不安です。それをね、他人に飲めって言われたからって、飲むのかっていうのがちょっと不安が、疑問なところがあるんですけども。

もうひとつ。先ほど町田委員も触れられたんですけども、8号バイパスですよ。あれのほうがか、万が一何かあった時に避難するっていった時にやっぱり自家用車で逃げる人がほとんどだと思うんですけども。その時にバイパスが通ってれば大分違ってくるのかなと思うんですけど、あの状態で何年も放置されて、で、市のほうですかね、国のほうなんですか。答えていただきたいんですけど

も。現在どういう状況でああなっているのか。何年を目途に開通させようとしてるのか、っていうのを、わかる範囲でおしえていただきたいっていうのがありますね。

で、あと1点。ちょっと長くなって申し訳ないんですけど。刈羽村さんのほうからどういった方法でこの避難経路だったり、なんか、まあ案内した方がいいのか考え中っていうことで、前回ちょっと思いつきでアプリなんてどうなんだっていうのはちょっと私のほうで発言させていただいたんですけども。あのあとまあちょっと考えたんですけども。やっぱりあの我々の世代みたいな20代、30代くらいの間で、なかなか、ケーブルテレビ、ミルフォをずっと眺めてて、その情報から理解するというのはちょっと難しいですし、ガイドブックっていうのもやっぱり、目を通した時は頭には入るんだろうけど、その後にそれをずっと覚えてられるかといったらなかなか難しいところもありますし、まあアプリであれば携帯持っている人間が見たい時に見れるような。で、あともう一ついいところが、あれですかね。アプリが入っていると万が一何か起きた時に勝手におしえてくれるっていう点が、あのすごくいいと思ひまして。まあ事故があったとか、まあそれこそ先ほどのヨウ素の話じゃないですけど、このタイミングで飲んでくれとか、いろんな情報がどんどん、随時。あのぽーんとアラームが鳴って入ってくるとか。アプリじゃなくても、もうひ

とつなんて言うんですかね。あの地震速報みたいなものもありますよね。あれは元々何も設定も、設定っていうか何ていうんですかね。アプリみたいなものを入れてなくても勝手にそれを鳴らしてくれるとか、まあそういうものであればあの本当に、この柏崎刈羽に住んでいる人間に、あのなんていうんですかね。勝手に入ってくる、おしえてくれるっていうのはまあ、そのへんのシステムもちょっと検討してみたらどうかなっていうのも、それ私の意見でした。すいません、長くなりました。

◎桑原議長

ありがとうございました。それではですね、最後にあの、私のほうからちょっと質問してありますので。柏崎市さんからのほうからですね、ご回答いただいております。

大まかにですねあの、石坂副会長と同じような中身なんですけど、私、荒浜なんですけど、私のところは町内会で自主防災組織、それから担当人員、トウボウ？決まってますし過去に一回訓練もいたしまして、その問題点等もまあいろいろあるんですが。今あの、市のご回答の中にですね、各地区、各自主防災会をですね、町内会単位で協力いただけるように基礎的なものを今つくっているところだというようなご回答をいただきましたけれどもですね、まあ市内、数多くの町内会があるわけですが。私のところはまあ一町村、一コミセンということで、そのへんの連絡等はスムーズにいくようなかたちになっておりますが、実際には市のほうの考え方としましては、コミセン単位にですね、万が一の時の連絡網が整備されるようなかたちになっていると思うんですね。そうすると、一コミセン、何町内という複数の町内も当然その、あるわけですから、自主防災会のそういうものを町内会単位でつくとしたら、じゃあ今度、コミセンと町内会とのそのへんの連絡網とかそういうものはどうするんだとかっていうとこまで、今後考えておられるのか。もしくはですね、この広い市内を見ますとですね、物理的に自主防災会の組織図はつくっても実際にその役割が、任される人員がいるのかどうかっていうのは、非常にあの私のところも含めてですね、かなり難しい面があるんですね。で、そのへんの例えばその、市のほうが要請したとして、こういうかたちでやってくださいよ、と言ってもですね、実際につくられないというところも多分あると思うんですね。そういう場合に市は、どのようなサポートとか、また、違う方法を考えられるのかっていうことも含めて、今後の課題にあるんじゃないかと思えますんで、まああの、市の考え方はどんなふうだということがですね、お答え願えればありがたいなってふうに考えております。

それではですね、まだあのこれから新潟県始め皆さんの、オブザーバーの方から今皆さんのご意見に対して、まあ質問に対してご回答をいただくんですが、ちょっと長時間になりましたんでこれから5分ほどちょっと休憩に入らせていただいて、8時15分から再開をしたいと思いますんで休憩に入ります。

— 休憩 —

◎桑原議長

会議再開をいたします。えー、先ほど委員の皆様からですね、所感、それから再度のご

質問・ご意見等、多岐にわたっていただきましたけれども多い数なので、県、それから柏崎市、刈羽村さん、まあどのくらい把握されているかあれですけども。お答えできる範囲です、まず新潟県さんからですね、お答えをお願いしたいと思います。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

それでは、いただいたあのご質問・ご意見について、ご回答をさせていただきたいと思っております。

大きく4つの観点からご質問・ご意見いただいたのかな、と考えております。一つはその防災について県のリードというご要望がありました。

それから2つ目に道路の整備等をまあ進めてほしいというご要望があったと思います。

それから3つ目に訓練の在り方についてご意見・ご質問あったと思います。

それから4つ目がその検証、それから実効性ある避難計画の在り方、といったことだというふうにあの、受け止めさせていただきました。

まず、県のリード、ということなんですけれども、これは私共、県の立場でしっかり、広域自治体の立場からやはり市町村の避難計画の策定を支援し、そこをリードしていきたい。広域自治体としてきちんと調整をしていきたいと考えています。先ほど今日始まってからずっとなんですけれども、委員の皆様から、いろんなご経験などの話もありました。例えばこの間の消防の研修でしょうか。そういったところでお聞きになった話、それから福島の時に病院がどのような状態だったかというようなことのお話。私も今のところには、この福島の事故の直後に異動をしております。ですので、私は福島の事故の前の防災のことを知らないんですけれども、福島の事故以降、とにかく原子力防災という分野がですね、非常にやはり大きく変わったということを実感しております。つまり、今皆さんがこうお聞きになった事柄というのは、たぶん福島事故の前というのは起きてなかったこと、この日本の中ではなかったことでしょうし、ですのでそれに対する対応策というのも制度の上でも、それからマンパワーですとか資機材ですとか、そういったものの上でも、まるで考慮されてこなかった部分だと思っております。この柏崎地域においても原子力の重点防災地域というのが10kmということで圧倒的に人口、対象となる人口も増えたわけです。そういった事で非常に様変わりをしているということで、国、県、市町村、という各主体があるわけなんですけれども、それぞれの主体がそれぞれの権能において、やっぱり精一杯今の事態というのを捉えて、頑張っていかなければまだいけない状況だというふうに考えています。その中で、国は制度ですとか、それから交付金ですとか、それから基本的なマンパワーのことですとか、仕組み、そういったことをやはりきちんと考えていただきたいと思っておりますし、県は県でその中で精いっぱいできることを、市町村のあの避難計画の支援をする。そしてそれがうまく回るように調整をしていくという役割を担っていると思っております。市町村は市町村で直に基礎自治体として住民の皆さんを具体的にどうしたらいいのか、という立場で、皆がですね、住民の生命と財産を守るために、まあ一生懸命やっているんだと思っております。決してあそこのせい、ここのせいって言うわけではなくって、やはりそれぞれの権能の中で一生懸命やっっていかななくてはいけなくて。そこはやっぱり連携して、

きちんと情報交換をしてやっていくことが必要なんだと思います。県としては広域自治体という立場でやはりこれからもそれらの調整に務めていきたい。国でなければできないことはきちんと国に要請してお願いをしていきたいと思ひますし、やはり市町村が具体的にあの住民の方たちに対して対応しなければならない部分について県として、しっかり調整していきたいというふうに考えています。

その上でまあ道路のお話がありました。これについてはあの、三井田さんのあのご回、回答の中でも閑談にちょっと見えるかもしれないんですけども書かせていただいております、この国道ということになるとこれは所管は国ということになります。そこで私たちは県単独だけではなくて、全国知事会ですとか原発協ですとか、そういうあらゆるチャンネルを通じてやはり国に働きかけていますし、具体的にこの地域の中では作業部会ですとか、それから私たちのワーキングチームの中で関係者の方にもお集まりをいただいております。をさせていただいているというところで引き続き対応していきたいと考えています。

それから、訓練についてお話をいただきました。訓練というのはいろんな訓練の在り方があると思ひます。行政がその時にどういふ情報伝達をして、どのような指揮の中で動くかという行政を中心とした訓練もあると思ひますし、とにかく住民の方がその時にどういふふうに動くのか、といった対応をするための訓練もあると思ひます。おっしゃるように今の計画でやった時に実態がどうなるか、という実証的な訓練も場合によっては必要かと思ひます。ですので、あのこうなんというんでしょう。計画をその通りやるとどうなるかというのをこう、日頃やっていることではないので、それをなぞってみるといふ訓練もあるのだと思ひます。ただ、おっしゃるような実証的な訓練も今後もしかするとまた必要になってくると思ひます。そこはいろんなご意見を参考にさせていただきながら、また検証委員会も始まったところですのでその中で、また考えられていくものというふうには受け止めております。

4 つ目に検証というお話で、実効性ある避難計画が本当にできるのかというお話がありました。できるかできないか、という今のこの時にはそのことよりも、住民の生命と安全を守るという立場から、とにかく少しでも計画を実行性あるものに高めていくというのが私達の役割というふうに感じています。ですので、この間、第1回目の検証、避難の検証委員会をさせていただいて、いろんなその関係の分野の方達から、私の感想としては思っていた以上に、こうなんというんでしょう。すごくこういふお話を聞きましたと言ひますか、ご意見をいただいたというふうにあの、感じているところです。また第2回目を調整しているところなんですけれども、検証委員会の先生方からもいろんなご意見をいただきながら、また関係機関の市町村とも連携をしながら、少しでも計画を良いところに高めていきたいというふうに考えているところです。ちょっと長くなりました、以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは柏崎市さんお願いします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市、関矢ですが。まず、このまとめの。今日、相澤委員さん欠席ですので。あの先

回、石川委員さんご欠席ということで、今ご意見いただいて。学校についての原子力防災の学習ですが、新潟県のほうで防災教育プログラムという各災害についての学習メニューを策定していただきまして、原子力災害ももう完成して各学校に配られております。そして我々、市の防災原子力課のほうも小学校がメインなんですけれども、原子力災害とはなんぞや、と。で、安定ヨウ素剤についてもやはり知ってもらおうという重要性を考えまして、学校のほうにそういう学習会ですとか、PTA も含めた講話。そういうものを計画されているところがあればぜひ相談してくださいと。実は新道小学校で2年連続で1年生から6年生まで原子力災害についての講習を1時間、やりました。で、その次に一応、引き渡し訓練ということでPTAの方の総会に合わせて実際に引き渡し訓練、の前に時間は少なかったんですが、原子力災害に備えた学校の対応ということで、お話をさせてもらっている実績もあります。

それと県立の特別支援学校、はまなす支援と柏崎支援学校、この学校についても要請がありまして、屋内退避のやり方ということで校舎の造りを見まして、こういうところに退避すれば若干遮へい効果が望めますというようなところの場所を探したり。それと工業高校の防災訓練の中で、1年生ではありましたが、やはり学校での屋内退避というところと、窓ガラスの目張り、こういうものも順次やってきておりますので、まあ我々もすべての学校を同時にできれば理想的なんですけれども、人数の限りもありますし、まだ計画されていない学校もありますので、順次対応していきたいと思っております。

次に、石坂委員さんからいただきました、自主防災会の基本的な活動を作成中ということで、これについては一般災害でも自主防災会の活動とはどういうものか、というものをお示しさせていただいたように、さらにその原子力災害が加わった時に、各自主防災会さんで取り組んでいただきたい項目を時間の流れに従って基本的なものを書いたものをお示ししたいということで特段、原子力災害対応マニュアルみたいな名称は取り立ててつけるつもりは、ありません。それで、それをお配り説明させていただいて、各自主防災会でどこまでできる、できない。それと先ほどこちょっとどなたか、えーっと。桑原会長さんもおっしゃられたように、自主防災会そのものも、高齢化してきていたり、災害においては動ける活動を本来していただく人が戻ってきてないとか、そういうところもあって、できることに限度もあると。いうところを今回。そういうところも併せて、考えていただいて、課題を挙げて、じゃあ市と共にどういふふうにしていきたいと思いますという議論をさせていただきたいと考えております。

次に4番目の石田委員さんからの福島からの避難の方のお話。我々も柏崎に避難してこられた方。それと双葉4町、プラス浪江、南相馬、被災地に直にいまして、災害時の問題点をお聞きしております。やはりその時に輸送車両が来て、災害弱者をたまたま優先して、子どもとお年寄りを早く外に出そうということでバスに乗せたという話は聞きました。それがあの当時、どこへ行くのか。どこへ向かって行くのかをわからずにバスに乗せてしまったために家族がバラバラになったという、反省点は我々も承知しておりますので、今回の広域避難計画にはどここの地区は基本的にはここに向いますと。小中学校も引き渡

しできない子どもさんについては学校単位でそこに向いますという、予めの基本的なことをお示ししていますので、どこに行ったか全然分からないというようなことがないようなことに基本的なものをつくらさせていただきます。

それと、入澤委員からの 8 号バイパスなんですけども、遅れている要因というところなんですけど、実際に工事をやるのは国です。国道でありますので、櫻井市長もこの避難道路の整備というところで、率先して進めて欲しいということを直接国に申し入れをしております。やはり、お金がつかないとなかなか進まない。まあ遺跡が出てきたという問題もありますけれども、根本は要はお金がないと工事が進まないというのが現実であります。

えー、次に桑原会長の分につきましては今ほどお答えしましたので。

三宮委員さんから。柏崎の小中学校については市が対応していると。そこで県立、翔洋も含めましてまあ高校、それと私立の大学、これにつきましては市のほうも悩んでおまして、やはり所管する県の教育長に、どういう方針で対応するのかというところを議論しておまして。まあ極端な話、その市町村の避難計画なり、防災計画に従ってくださいというふうに学校長に指示を出してもらえば、いくらでも市のほうが県立高校の校長先生以下、柏崎はこうなっていますので小中学校と同じ対応をしてくださいというお話をさせていただければ、もう少し進むのではないかと。ただ、UPZ の市町村で避難計画の対応が個々バラバラであると県立学校、大学がバラバラな行動を取るところはやはり問題ありますので、そのへんにつきましては UPZ 市町村、連携を取ってどのような考え方で進めるというのも、考えておりますので、今そういう状況です。

それと企業さんにガイドブックがお配りされていないところ。我々もちょっと問題視しておまして、どういうルートを通じればお配りできるのか。単純に会議所や工業団地の組合さんに搬入すればお配りしていただけるものなのか。そういうところで今、原子力防災ガイドブック、自然災害のガイドブック、まあこれからまた見直しが掛かる予定ですので、それまでには何とかルートを確立したいと思います。町内に属していても配布物までたぶん、行ってないのが現状なんだろうと、いうことで。行ってるのとこと行ってないところがあるかと思っておりますので、一律な配り方。それを考えていきたいと思っております。

次に。えー、先回ご欠席されておりました。三井田委員さんは今新潟県さんのほうからご回答があったというふうに考えます。

山崎委員さんですが。災害発生した場合の指定された避難所というところなんですけれども。一般災害では近隣の公共施設、場合によっては集落センター、そういうところが避難所指定なり、避難所として使える施設というふうに指名させていただいておりますが、原子力災害の場合は避難所という、もう 30 km を超えたところに避難所を設けると。例えば南部地区ですと、今度避難所ということになると村上のほうに、村上市さんから避難所を提供してもらおうということですので。村上のパルパークを目指して行っていただければ、村上市の公共施設で提供していただけたところには予定する人数は、入れる分を割り振っていただいているというのが現状です。

それで、在宅の要支援者。例えば、多少、手助けをすれば動ける人は、コミセンにバス

を待つ、輸送車両を待つ、ところまで。協力してお連れしていただければ理想ですけども、動かすことによって命を落としてしまうというような医療措置を講じている方ですとか、もう老衰でもうずっと寝たきり。まあそういうような方は逆に動かしたために死んでしまうということは防がなければいけないということで、今、市のほうで、その要支援者の対象となる方に実はアンケートを発送しまして、実際にどういう方がどのへんにいらっしゃるかというのを把握して、時間的なものはあるとは思いますが、消防の緊急援助隊。先ほど竹内委員さんからもありましたけども、当然柏崎消防だけでは救急車足りません。福祉車両も、市が持っている福祉施設では足りません。だから、そういうものをいかにどこから調達するかを協議しまして、在宅の要支援者の方をどういうふうに救うかということ具体的をこれからしていこうと、いうところであります。

それと。あと。もし、漏らしてましたらまたご指摘ください。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは刈羽村さん、お願いをいたします。残りの時間もちょっと僅かですができるだけ短くお願いできればと思います。

◎太田総務課長（刈羽村）

はい。刈羽村の総務課の太田でございます。できるだけ短くということでございますので、はい。ご希望に沿いたいと思いますが。

あの、刈羽村においての質問についてはざっと言いますと情報の伝達をこまめにしっかりやれよということだろうと思いますし、説明会についても受け身ではなくて能動的にちゃんと説明しなさいよというふうなことだと思います。ご指摘につきましては、しっかり聞いて、その伝達の仕方について十分検討を重ねたいと思っております。ただその検討の中にですね、入澤さんのおっしゃったそのアプリという内容について、前回聞いて、それについてこれは研究の余地があるなというふうに実は考えております。まあ、実際私がアプリと言われて、じゃあ何ぞやと聞かれてもちょっとあの、説明には苦しい年代なんですけれども。調べましたところ、スマホや携帯のその普及率は人口あたりで100を超えていると。つまり、生まれた子から亡くなりそうな方まで全部含めて、全員が持っている。実際全員持っているわけじゃないんですが、一人が何台か持っているっていうことなんでしょう。ところがテレビの普及はもう全然。テレビの無い家もあるし、固定電話のない家もあるし、というふうなこともデータとしてありまして、で、あればこの携帯やスマホ等を使って、であれば、その知りたい人が知りたい情報を、知りたい時に知れる、と。で、紙を配って役場は楽しんでねえか、というふうなご指摘も他の部分もあったんです。また実はあの27日に区長会がありまして、区長さんに改めて質問等があったら、我々出向きますからというまたくどい話もしたんですけども。あの、紙を常に頭の中に入るわけじゃないし、大事にしまっておいても神棚においてても何の意味もないというふうなご意見もいただきましたので、それにつきましてやはり、知りたい時に知りたい者だけが手に入るような方法を今後は考えていかなきゃいけないかなあとということで、ちょっとその説明の仕方についても、情報の伝達の仕方についてもそこを従来方式ではない方法を考える、と



いう方向にちょっとシフトし始めてるというか、そんな方向で今後考えたいというふうに思っておりますので、刈羽村としてはそういうふうなご説明で終わりたいというふうに思っています。ありがとうございました。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは今、新潟県さんから刈羽村さんまで回答をいただきましたけれどもですね、時間となりましたが、お一人だけ。どうしてもこれだけはもう一度聞いておきたい。あ、それじゃあの東電さん。

◎長原防災安全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の長原でございます。須田委員から発電所職員が事故対応する場合の妊婦等の要配慮者への配慮の必要性についてご質問いただきました。私共も要配慮者への配慮は必要と認識しております。事業者防災業務計画に定めています特定事象が発生した場合には、要配慮者につきましては小千谷市、十日町市等に設けました後方支援拠点に発電所から移動し、物資の受け渡し等の活動をしていただくことで配慮しております。また、発電所で事故対応にあたる要員とご家族の間で連絡することができないといった状況も想定されますので、そういった場合に備えツールなどを用意し、ご家族と連絡取れるような方策を講じてまいります。以上でございます。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。他にオブザーバーでご発言される方おられませんか。

えーとそうですね、皆さんからご質問・ご意見伺おうと思ったんですが、ちょっと中途半端な時間で終わりそうなので、次回のですねフリートークの中でまた再度、質問・ご意見をいただければと思いますので、今日は中途半端になりますので、これで定例会は締めさせていただきます。

それでは、事務局のほうからお願いします。

◎事務局

はい、ありがとうございます。では事務局から、何点かご案内させていただきます。

次回は第174回定例会となります。12月6日水曜日、午後6時30分から、ここ、柏崎原子力広報センターでの開催となりますのでよろしく願いいたします。尚、次回定例会では外部講師を招いて勉強会を予定しております。

では、以上をもちまして地域の会第173回定例会を終了させていただきます。皆様お疲れ様でした。

◎桑原会長

ありがとうございました。

－ 終了 －